
第2編

第3次鎌倉市総合計画第4次基本計画の概要

第1章 基礎条件

- 1 人口
- 2 土地利用
- 3 環境

第2章 計画の推進に向けた考え方

- 1 市民自治
- 2 行財政運営
- 3 防災・減災
- 4 歴史的遺産と共生するまちづくり

第3章 施策体系

第1章 基礎条件

1. 人口

■現状と課題

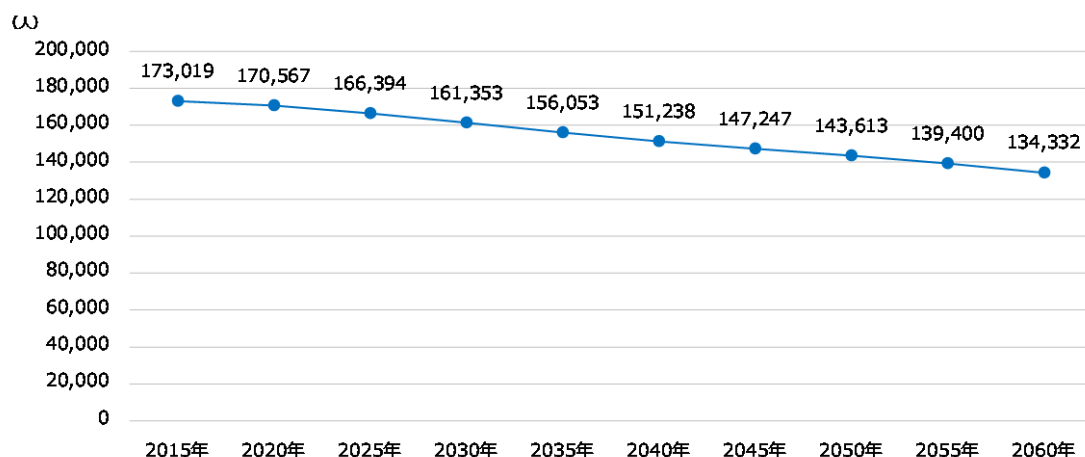
本市の人口は、平成31年（2019年）1月1日現在で172,254人と平成17年（2005年）以降、17万人台を維持していますが、令和7年（2025年）には166,394人に減少し、その後、令和42年（2060年）には134,332人にまで減少するものと推計しています。

平成27年（2015年）と令和7年（2025年）の人口を比較すると、0～14歳の年少人口は2,736人減少し17,899人（11.9%から10.8%）に、15～64歳の生産年齢人口は3,736人減少し、95,670人（57.5%で割合は変わらず）に、65歳以上の老年人口は153人減少し52,825人（30.6%から31.7%）になることが推計されており、少子高齢化⁷がより一層進行することが見込まれます。

また、世帯数は、人口の減少に伴い減少しますが、一世帯あたりの人数の減少傾向がみられ、高齢者の「単独世帯」が増加する反面、「夫婦と子からなる世帯」が減少することが予測されています。

年齢構成バランスが変化し、地域の様々な活動を支える人口が減少すると、健全なコミュニティが希薄になり、地域活力が低下するとともに、税収の減少などが生じる懸念があります。そのため、人口と人口構成の両面から将来の人口動向を把握し、対応していく必要があります。また、定住人口⁸以外の人口構成要素として、本市へは年間延べ約2,000万人の観光客の来訪があります。また、1日約45,000人の就業者・通学者（平成27年（2015年）国勢調査）の流入があり、本市の活力と賑わいを支えている一方、それに伴う交通渋滞や混雑、ごみ問題といった影響もあり、市政運営を行うに当たっての課題となっています。

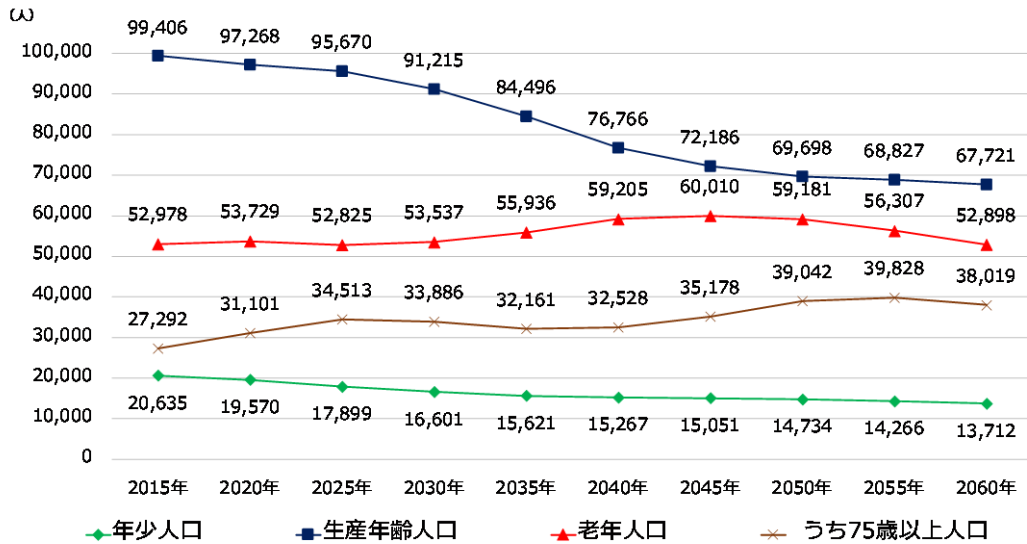
図表 1 総人口の推計



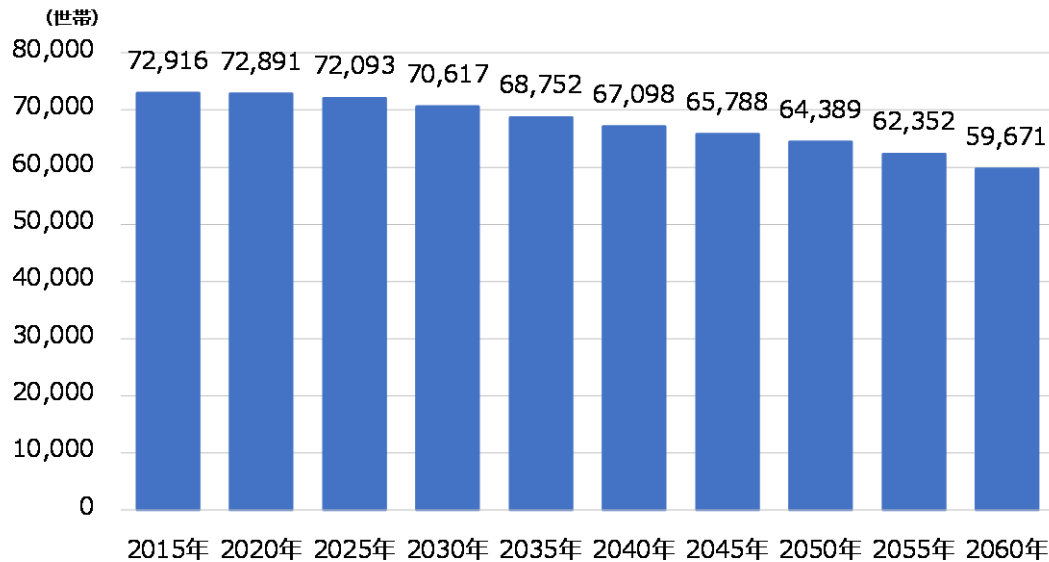
⁷ 出生率の低下等により若者の人口割合が減少するとともに、平均寿命の向上等により高齢者の人口割合が上昇する状態。

⁸ 地域内に居住する人々。

図表 2 年齢区分別人口の推計



図表 3 総世帯数の推計



図表 4 世帯類型別の世帯数の推計

基本推計	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総世帯	72,916	72,891	72,093	70,617	68,752	67,098	65,788	64,389	62,352	59,671
うち世帯主 65 歳以上	30,990	31,700	31,478	32,022	33,416	35,382	36,154	35,854	34,062	31,707
夫婦のみからなる世帯	18,132	18,306	18,310	18,350	18,451	18,628	18,627	18,176	17,268	16,167
うち世帯主 65 歳以上	11,455	11,720	11,567	11,715	12,306	13,245	13,730	13,574	12,692	11,569
夫婦と子どもからなる世帯	22,266	21,753	20,799	19,649	18,584	17,786	17,218	16,703	16,111	15,429
うち世帯主 65 歳以上	4,997	4,901	4,737	4,882	5,268	5,693	5,719	5,461	4,964	4,515
ひとり親からなる世帯	6,278	6,496	6,535	6,377	6,137	5,926	5,832	5,823	5,763	5,599
うち世帯主 65 歳以上	3,124	3,264	3,278	3,308	3,393	3,525	3,591	3,627	3,552	3,401
親族世帯のうち上記以外の世帯	4,345	4,425	4,520	4,543	4,426	4,205	3,983	3,831	3,731	3,633
うち世帯主 65 歳以上	1,974	1,962	1,928	2,013	2,152	2,268	2,248	2,177	2,053	1,933
単身世帯	21,393	21,423	21,447	21,223	20,692	20,112	19,708	19,454	19,090	18,467
うち世帯主 65 歳以上	9,320	9,733	9,851	9,984	10,168	10,516	10,730	10,883	10,677	10,172
その他の世帯	502	488	483	475	462	440	421	402	388	377
うち世帯主 65 歳以上	120	120	117	120	129	137	136	132	123	116

■基本方針

- 今後、人口減少が見込まれていますが、将来に向け地域の特性を生かしながら、次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め、年齢構成バランスに配慮し、総人口の緩やかな減少にとどめます。
- 雇用の創出とともに、出産・子育てと仕事の両立の支援を進め、鎌倉で働き、暮らすという新しいライフスタイルを定着させ、特に、若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転出抑制と転入促進を目指します。
- 鎌倉のさらなる魅力を発信することにより、観光客を中心とする交流人口⁹から、地域や地域の人々と多様に関わる関係人口¹⁰へつなげ、さらには定住人口の確保を目指します。
- 長寿社会に対応したまちづくりに取り組むとともに、高齢の方々の自立促進を図る施策の推進や、地域の中で助け合う共助を促進していきます。

⁹ 地域外から通勤・通学、観光等の目的で市に訪れる人々。

¹⁰ 交流人口、定住人口ではないが、地域づくりの担い手など地域や地域住民と多様に関わる人々。

2. 土地利用

■現状と課題

約 3,967 ヘクタールの市域のうち約 2,569 ヘクタール¹¹が市街化区域¹²、約 1,384 ヘクタール¹³が市街化調整区域¹⁴となっています。また、「古都における歴史的風土¹⁵の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年法律第 1 号。以下「古都保存法」という。）による指定区域（歴史的風土保存区域¹⁶）が約 989 ヘクタール¹⁷（このうち歴史的風土特別保存地区¹⁸が約 573.6 ヘクタール）、加えて、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年法律第 101 号）による指定区域（近郊緑地保全区域¹⁹）が約 294 ヘクタール（このうち近郊緑地特別保全地区²⁰が約 131 ヘクタール）、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）による特別緑地保全地区²¹が 11 箇所、約 49.4 ヘクタールあり、市域の約 3 分の 1 の面積を占めています。これらの区域の多くは緑地で、市街地を取り囲み、古都としての佇まいを醸し出すなど、良好な環境づくりに大きく寄与しています。

一方、市街地では、住宅系用地における空き家の増加や、工業系土地における土地利用転換²²（工場等からマンションへ）による産業活力の低下などの課題が生じています。社会・経済状況が大きく変化する中で、都市機能の強化、地域の歴史的・自然的特性の維持、周辺景観との調和や活力あるまちづくりなど、均衡の取れた土地利用の維持が課題となっています。

■基本方針

- 本市の最大の特徴である歴史的文化的遺産とそれを取り巻く豊かな自然環境を保全しつつ、良好な景観形成や地域・地区の特徴を生かした都市環境と生活環境の維持・発展を図るため、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。
- 豊かな自然環境や歴史的文化的遺産を有し、それを継承する地域や、大船、深沢地域など都市機能を強化し、鎌倉の新たな魅力を創造していく地域など、それぞれの地域

¹¹ 都市計画決定されている値のため、合計値が市域面積と合致しない。

¹² 都市計画法に基づき指定される区域区分で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

¹³ 都市計画決定されている値のため、合計値が市域面積と合致しない。

¹⁴ 都市計画法に基づき指定される区域区分で、市街化を抑制すべき区域。建物の建築が制限される。

¹⁵ 歴史的な建造物や遺跡と、それらを取りまく樹林地などの自然的環境が一体となって古都らしさを醸し出している土地の状況。

¹⁶ 古都保存法に基づき、古都における歴史的風土を保存するために必要な土地として指定する区域。区域内での建築や造成、木竹の伐採などを行う場合は、あらかじめ市長への届出が必要である。

¹⁷ 古都保存法による区域面積には、逗子市域を含む。

¹⁸ 歴史的風土保存区域内の特に重要な地域について指定する地区。地区内では、土地利用に厳しい制限があり、県知事の許可を受けなければ、建築や造成、木竹の伐採などを行うことができない。

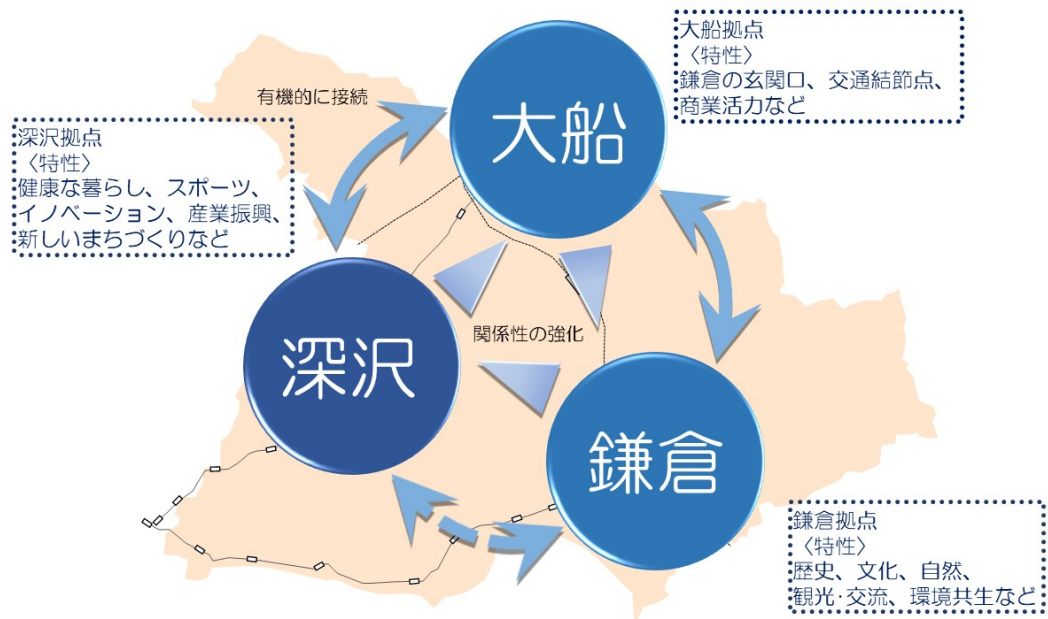
¹⁹ 首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏における良好な自然環境を有する緑地を保全するために指定する区域。区域内での建築や造成、木竹の伐採などを行う場合は、あらかじめ市長への届出が必要である。

²⁰ 近郊緑地保全区域内の特に重要な緑地について指定する地区。地区内では、土地利用に厳しい制限があり、市長の許可を受けなければ、建築や造成、木竹の伐採などを行うことができない。

²¹ 都市緑地法に基づき、都市における緑地を保全するために指定する地区。地区内では、土地利用に厳しい制限があり、市長の許可を受けなければ、建築や造成、木竹の伐採などを行うことができない。

²² まちづくりの方針の中で土地利用目的を変更すること。都市計画法上の用途地域変更を伴う場合がある。

の個性を引き出すことを基調とし、三つの拠点がそれぞれの特性を生かした役割分担をこなし、互いに影響し合うことで、本市全体で活力や鎌倉の魅力の向上につながる土地利用を図ります。



- 鎌倉駅周辺、大船駅周辺に並ぶ第3の拠点として、まちづくりを進める深沢地域整備事業は、「Society5.0²³」や「スマートシティ²⁴」など国の戦略を受け、新たな時代を見据えた社会インフラ²⁵や多様な機能の導入により、その実現を目指します。深沢地域整備事業は、深沢地域のみならず、市域全体の持続可能なまちづくり（スマートでコンパクトなまちづくり）を牽引し、本市のポテンシャル²⁶を高め、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の創造を目指すとともに、世界の先進モデルとなるようなまちづくりを目指します。
- 津波対策、浸水対策、避難対策など、近年、多発する様々な自然災害等への備えを強化し、災害に強い安全・安心なまちの実現を図ります。

²³ IoT(Internet of Things)、ロボット、人口知能(AI)、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れて新しい価値やサービスを創出し、人々の暮らしを豊かにする社会のこと。

²⁴ 先端技術・IoTやビッグデータを活用することにより、環境・エネルギーや消費・交通にわたるまで効率的な運営が行われるようインフラが設計・構築され、市民の生活の質を向上することを目指した都市の概念。

²⁵ 道路、橋りょう、トンネル、公園、緑地、下水道、又はそれらに付属する施設（街路樹、街路灯、カーブミラー、防護柵、公園施設、トイレ、管きよ、ポンプなど）のこと。

²⁶ 潜在的に持ち合わせていながら、未だ十分にサービスとして発掘・活用されていない魅力や可能性。

3. 環境

■現状と課題

歴史的遺産とこれらを取り巻く自然環境は、鎌倉の個性であり資源です。急激な宅地造成から自然環境を守るために、鎌倉の文化人や多くの市民の力が集結した日本初のナショナルトラスト運動²⁷は、古都保存法制定の契機となりました。その後も、全国に先駆けた「鎌倉市緑の基本計画」策定や、市街化区域の三大緑地(広町・台峯・常盤山)の保全など、市民とともに緑の環境づくりを進めてきました。現在、本市は「緑の量」の確保から、「緑の質」の充実への転換期にあり、生物多様性の保全や低炭素都市づくりの考え方に沿って、「緑の質」の充実に努めています。

生活環境の面では、ごみの減量・資源化を推進するため、「ごみダイエット運動」、「ごみ半減都市宣言」、さらには、家庭からの廃棄物の5分別収集(燃やすごみ、燃えないごみ、資源物、危険・有害ごみ、粗大ごみ)を開始するなど、様々な分別収集・資源化を他市に先駆けて取り組み、積極的に資源の再生利用を進めてきました。近年では、家庭系ごみにおける、製品プラスチックの分別収集、家庭系燃やすごみ、燃えないごみの有料化の開始とともに、製品プラスチック及び布類の対象品目を拡大するなど、さらなる、ごみの減量を進めています。

しかしながら、本市の一人あたりのごみの排出量は、県内市町村の中でも多く、廃棄物の発生抑制とともに再使用、再生利用を促進することで、循環型社会の形成を進めていかなければなりません。年間を通じて訪れる多くの観光客に対しても協力を求めることが必要で、平成30年(2018年)10月に行った「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、使い捨てプラスチック製品の利用廃止など広く発信を行っています。

地域の環境保全の課題に加え、地球規模での環境問題への取組が、近年、ますます重要視されています。平成27年(2015年)、持続可能²⁸な暮らしや社会を営んでいくための世界の共通目標として、持続可能な開発目標(SDGs)が国連で採択され、本市も平成30年(2018年)6月に、国から「SDGs未来都市²⁹」の一都市として選定されました。地球環境といったグローバルな課題解決に向け、市民・NPO・企業等との連携により、身近な環境問題に積極的かつ継続的に取り組み、発信していくことが求められます。

■基本方針

- 「SDGs未来都市」として国際的視野を持って、人と自然環境、歴史的文化的遺産が共存し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向けた環境行政を総合的・計画的に推進していきます。
- 歴史的文化的遺産及びそれを取り巻く自然環境を保全・活用することにより、伝統と文化の薫り高い環境を確保するとともに、地域性豊かな都市景観と居住環境を継承・

²⁷ 自然環境・歴史的建造物を保護するため、市民が資産を寄付・買取などで入手することによって保存を図る市民運動。

²⁸ 経済発展のみを優先するのではなく、自然環境や社会も両立して維持することで、将来世代の利益も損ねずに長期的な視点ですべての人のニーズを満たすこと。

²⁹ 自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市を内閣府地方創生推進事務局が選定したもので、平成30年(2018年)には、全国で本市を含む29都市が選ばれている。SDGs(Sustainable Development Goals):とは、2015年9月の国連で採択された17の目標(ゴール)と168のターゲットからなる持続可能な開発目標のこと。

発展させ、潤いと安らぎのある良好な都市環境を創造します。

- 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用やエネルギーの有効利用に努め、循環型社会を形成します。特に、「かまくらプラごみゼロ宣言」に基づき、これまで実施してきたレジ袋などの使い捨てプラスチック製品の利用廃止・回収などを一層推進し、ゼロ・ウェイスト³⁰の実現を目指します。
- 世界規模で進行する地球温暖化³¹その他の気候変動や東日本大震災等を受けたエネルギー政策の転換を見据え、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー³²の導入とともに、地域環境の保全や環境負荷の低減のための自発的な環境保全活動につながる様々な施策に取り組みます。

³⁰ 「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけること。

³¹ 気候変動の一部で、化石燃料利用等の社会活動に伴う二酸化炭素・メタン等の温室効果ガスの排出が一因とされる、地球の表面大気・海洋の平均気温が上昇する現象。

³² 太陽光、風力、地熱、バイオマスなど自然由来で供給され、温室効果ガスを排出せずに、発電等に利用できる地域生産のエネルギー。

第2章 計画の推進に向けた考え方

これまで、どこの国も経験したことのないスピードで進む人口減少・少子高齢化が引き起こす社会課題の解決には、市民・NPO・企業をはじめ、多様なステークホルダー³³との連携と共創により、試行を繰り返し、粘り強く取り組んでいくことが必要です。また、人生100年時代とも言われる長寿社会では、これまでの画一的な社会制度を見直し、柔軟な制度を構築していくことが求められます。さらに、日本各地で発生している様々な自然災害等を想定した備え、高度経済成長期に整備した社会インフラの一斉老朽化への対応は、本市の行財政運営に重くのしかかり、これまでの行財政運営を根本から見直さなければなりません。

このような環境の中、私たちは、先人から受け継いできた歴史や文化、風土を守り、そして、さらに磨きをかけ、鎌倉のまちに新たな価値を築き、次代に引き継いでいくことが求められています。

このため、第4期基本計画においても、引き続き「市民自治」、「行財政運営」、「防災・減災」、「歴史的遺産と共生するまちづくり」を6つの将来目標を支えるための基本となる「計画の推進に向けた考え方」として位置付けます。

また、平成27年(2015年)9月に国連で採択された17の目標と169のターゲットからなる「SDGs」の理念は、これまで本市が目指してきた持続可能な都市経営と方向性を同じくするものです。「SDGs」により、令和12年(2030年)までに目指す方向性を広く共有するとともに、令和7年(2025年)に本市が目指す事業目標・手法を設定し、それぞれの施策に取り組むことで、引き続き、持続可能な都市経営に努めるとともに、「つながる鎌倉条例」や「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」の制定を踏まえ、魅力と活力にあふれる地域社会、多様性を認め、互いを思い、自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指してまいります。このため、「SDGs」、「共創」、「共生」の視点にも配慮しながら、計画に位置付けた施策を着実に実施していくことで、第3次鎌倉市総合計画で掲げた本市の将来都市像の実現を目指していきます。

<関連するSDGsのゴール>



³³ 行政・企業等の社会活動によって直接・間接的な影響を受ける利害関係者。

1. 市民自治

■現状と課題

本市は昭和48年（1973年）に、市民の参加と連帯でつくる市民自治を目指し、鎌倉市民憲章を制定し、まちづくりの基本となる方向を定めました。

これを受けた第3次鎌倉市総合計画基本構想の基本理念では、市民自治の確立として「まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざす」ことを掲げています。

これまでも、地域のことは自らの力で解決しようとする市民力・地域力を生かした取組が活発に行われていますが、近年多発する自然災害等を受け、災害時や緊急時における、地域内の相互協力による活動や連帯意識の重要性が再確認され、市民自治のより一層の推進が求められています。

その一方で、本市においても、核家族化や少子高齢社会の進行、ライフスタイルの変化や多様化などにより、地域コミュニティが薄れつつあります。その中で家庭・地域における人間的なつながりや心豊かな生活をともに送る場としての地域コミュニティの重要性が高まっており、校区区単位や地域包括支援センター³⁴の担当地域単位など、日常生活に密着した身近な地域コミュニティの構築が求められています。

市民が市政に参画し、行政との協働のまちづくりを進めていくためには、市政などに関する情報が市民にわかりやすく「伝わる」よう、的確に提供される必要があります。また、子どもから高齢者までの幅広い市民の声を受け止め、それを実現していくことで、市政を身近に感じてもらうことが重要です。近年の情報技術の発達や、ソーシャル・ネットワークキング・サービス³⁵の普及などを的確に使い分けた広報・広聴活動³⁶の推進が課題となっています。

平成31年（2019年）1月には、市民活動のさらなる推進を図るため、「つながる鎌倉条例」を施行し、市民活動や協働のより一層の推進を目指しています。市民・NPO・企業等との連携・共創の推進とともに、これまで取り組んできた高齢化が進む住宅地における住民主体のまちづくりや、地域における避難所運営マニュアルの策定など、先進モデルの他地域での実践も期待されています。

さらに平成31年（2019年）3月には、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指し「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。鎌倉市民憲章の精神に基づき、市民自治を確立するために、すべての市民、NPO、企業等が参画し、共に手を携えて地域づくりに取り組むことができる環境づくり、体制整備が必要です。

³⁴ 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として、介護保険法に基づいた市町村が設置するもの。

³⁵ オンライン上で人の交友などの社会的なつながりを構築・維持する機能を備えた会員制のサービス（略称はSNS）。

³⁶ 行政への市民意見の反映と市民参加の推進のために実施する、市民の意見や相談の受付、パブリックコメント、対話集会などの活動。

■計画の推進に向けた考え方

(1) 市民自治の確立に向けた意識の形成と支え合える仕組みづくり（共生社会の実現に向けた取組の推進）

市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため、市民意識の形成と支え合いを実現するための仕組みづくりに取り組み、すべての人が自らの望む形で参画できる共生社会³⁷を目指します。行政計画等の策定に際しては、共生の視点を反映させるとともに、その評価を行うことで、共生社会の実現に取り組みます。

(2) 地域コミュニティの活性化

地域コミュニティの活性化に向けて、地域コミュニティの将来の姿を市民とともに検討し、地域の自主的な活動を支援します。また、市民団体の活動や、団体間、市民相互の交流機会の場づくりを行うとともに、多世代間交流等を積極的に進め、多世代がふれあえて、だれもが活動に参加しやすい環境の整備に努めます。さらに活動を担う人材の育成や情報提供などにより、コミュニティ活動を支援します。

(3) 共創によるまちづくりへ



施策の展開や事業実施に当たっては、市民・NPO・企業等など、多様なステークホルダーとの対話を重ねることにより、新しい価値を共に創り出すことで、適切な市民サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築を目指します。

(4) 市民参画のための広報・広聴

見やすくわかりやすい広報紙やホームページづくりを行うなど、様々な媒体を活用し、行政情報を積極的に提供するとともに、だれにでも必要な情報が伝わるよう、広報活動の充実に努めます。広聴についても、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを含めた多様なコミュニケーションツールを用い、様々な場を通して、幅広い世代の意見をきめ細かく聴き取るとともに、意見・要望等の公表による市民の意向の可視化を積極的に進めます。また、市民との合意形成を重んじ、様々な手法の特性を生かした効果的な広報・広聴活動に努め、政策形成の過程や評価などを可視化することで、積極的な市民参画を図ります。

³⁷ 市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	16.6 16.7	市民自治の確立に向けた取組や市民との合意形成を重視した広報・広聴活動を充実させ、地域のまちづくりや市政において、より市民等の理解と共感を得ながら意思決定を行うとともに、市政の説明責任と透明性を確保します。
	17.7	市政への市民参画や地域の多様な担い手との共創によるまちづくり、他自治体との広域的な連携などを通じて、効果的なパートナーシップを奨励・推進します。

2. 行財政運営

■現状と課題

本市では、市民サービスの向上を図るため、限られた資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、平成 27 年度（2015 年度）から令和元年度（2019 年度）までを計画期間とする「第 4 次鎌倉市行革プラン」を策定し、財政基盤の確立や、選択と集中³⁸によるサービスの見直しの取組を推進するとともに、人材・組織力の強化、協働の推進と民間や公的機関との連携強化に取り組んできました。

こうした中、行財政運営の前提となる本市の財政状況は、高齢化や将来の人口減少に伴い、歳入の根幹を成す市税収入が減少となり、さらに少子高齢化をはじめ社会環境の変化が福祉・子育て施策などの扶助費の増加に拍車をかけ、経常的に支出される義務的経費³⁹の増加による財政の硬直化がますます進むことが見込まれます。

また、高度経済成長期に整備された公共建築物⁴⁰や道路、下水道など市民生活を支える社会基盤施設⁴¹は老朽化が進み、その維持管理経費は今後大きく増加することが見込まれ、身の丈にあった、そして中長期的な視点を持ったマネジメントが必要です。

さらに、深沢地域整備事業や市役所本庁舎の移転整備など、将来に向けて必要な投資も一定の財政負担が必要であり、持続可能な都市経営を行うには、様々な視点で、従来の行財政運営の手法を根本から見直し、財源確保に努める必要があります。そのため、行財政運営の最適化や公共施設再編⁴²など、後述する「計画の推進に向けた考え方」に基づいた新たな事業手法を取り入れることにより、諸々の経費圧縮を図るなど、組織が丸となった取組を進めます。

平成 26 年（2014 年）11 月に人口減少と少子高齢社会における的確な対応と問題の克服を謳った「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）」が施行されたことを受け、本市においても平成 28 年（2016 年）3 月に「鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、まちづくり、ひとづくり、しごとづくりに関わる施策を展開し、「働くまち鎌倉」、「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」を目指した取組を進めてきました。

また、平成 30 年（2018 年）6 月には、地方創生分野における日本の SDGs モデルとして、国から「SDGs 未来都市」として認定を受け、これまで取り組んできた持続可能なまちづくりをより一層強化し、同年 7 月には Fab City 宣言、11 月にはパブリックシティ宣言を行う他、鎌倉テレワーク⁴³・ライフスタイル研究会を発足させるなど、市民・企

³⁸ 複数事業を実施する主体が、将来性のある特定分野に資源を集中的に投入することによって、効率的に成果を上げようとする経営戦略。

³⁹ 地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

⁴⁰ 市が管理する公益的な施設のことを公共施設といい、そのうち社会基盤施設を除く建築物（いわゆるハコモノ）を指す。

⁴¹ 道路、橋りょう、トンネル、河川、公園、緑地、下水道又はそれらに付属する施設（街路樹、街路灯、カーブミラー、防護柵、公園施設、トイレ、管きよ、ポンプなど）及び生活環境施設のこと。都市基盤施設などともいう。

⁴² 公共施設の老朽化が進み、今後集中して必要となる施設の維持・改修などにかかる多額の費用確保が課題となる中、公共施設の規模・あり方を見直し、維持・更新していくこと。公共施設マネジメントともいう（本市においては、社会基盤施設を除いたものを対象にしている）。

⁴³ 情報通信技術（ICT）の活用による、時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方。

業等との連携・共創、テクノロジーを活用した行政サービス、鎌倉にふさわしい産業振興・人材集積などの施策の推進に取り組んできました。

国では、SDGs と連動する官民を挙げた「Society 5.0」の推進を掲げています。第4次産業革命⁴⁴と呼ばれる AI や IoT による技術革新に対応した行財政運営が、基礎自治体⁴⁵にも求められています。これまでの取組を継続、充実させ、「Society 5.0」の実装を目指すとともに、これまで培ってきた市民力・地域力などの鎌倉が誇る資源を生かしながら、新たな視点、そして、長期的な視点を持った行財政運営を推進していく必要があります。

■計画の推進に向けた考え方

行財政運営の最適化を図るため、市の事務や事業実施に係るコストを明確化し、必要となる人材や予算を適正に配置・配分するとともに、新たな民間活力や民間資金（投資）の手法として PPP⁴⁶・PFI⁴⁷に加え、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）などの導入を推進します。

また、行政サービスの利便性や市民生活の質の向上を目指し、市の組織体制や職員の能力向上を図るとともに、AI や RPA などのテクノロジーを積極的に導入することにより、市役所業務の効率化や申請事務・手数料支払の電子化など新たな手法の活用に加え、行動科学等の理論に基づくアプローチ（ナッジ⁴⁸理論）の導入により、政策効果を高めるなど、持続可能な都市経営に向けた行財政運営を進めていきます。

（１）施策の選択と集中

新たな事業を実施するに当たっては、真に市民が必要とする行政サービスに注力するため、証拠に基づく政策立案（EBPM⁴⁹）を推進することで、特に優先して取り組んでいく施策を明確にし、選択と集中による行財政運営を徹底します。また、行動科学等の理論に基づくアプローチ（ナッジ理論）により、政策効果を高めていきます。

（２）組織体制・職員力の向上

多様化・高度化する社会課題に対応するための組織体制の見直しや、テレワークの

⁴⁴ IoT やビッグデータ、AI の活用によって生み出された、データに基づく財・サービスの生産・提供、シェアリング・エコノミー、自動運転等のロボット・AI 活用、フィンテックなどの技術革新。

⁴⁵ 地域における行政を実施する基礎的な地方公共団体で、市町村のこと。基礎的自治体ともいう。それに対して、広域的・包括的な役割を担う都道府県のことを広域自治体という。

⁴⁶ パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の頭文字で、本市をはじめとする地方公共団体などが提供してきた公共サービスに、民間の資金や技術、ノウハウを取入れる手法のこと。

⁴⁷ プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）の頭文字で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。パブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership）の代表的な手法の一つ。

⁴⁸ 経済的インセンティブではなく、行動科学の知見に基づく工夫や仕組みによって、人々がより望ましい行動を自発的に選択するよう誘導する政策手法のこと。

⁴⁹ エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング（Evidenced Based Policy Making）の頭文字で、証拠に基づく政策立案のこと。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする。

導入など、働きやすい環境の充実による多様な人材の活用、一人ひとりの職員力の強化に取り組めます。

(3) 多様な人材（担い手）との共創

行政・市民・NPO・企業等の様々なステークホルダーとの共創関係を築き、市や市民が抱える課題を解決します。特に、市の取組をSDGsの目標やターゲットとあわせてわかりやすく示すことで、課題や目標の共有化を図り、共創関係を築く土台とします。




(4) 公共施設等マネジメントの推進

「鎌倉市公共施設再編計画」（平成27年（2015年）3月策定）や「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」（平成28年（2016年）3月策定）に即し、施設の統廃合などを含む再編や維持管理費用の平準化とともに、次世代への資産形成に取り組むなど、公共施設のマネジメントを着実に推進します。

(5) 広域行政の推進・関係諸機関との連携

- ①交通・環境・市街地整備・施設利用など、様々な分野の共通課題において、県や周辺の地方公共団体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。
- ②地震などの災害対策、緊急事態対策、救急医療対策など、非常時・緊急時の広域での協力体制整備に努めます。

SDGsのゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGsの ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	5.5	行政・市民・NPO・企業等の様々なステークホルダーとの共創関係を築きながら、市や市民が抱える課題や目標の共有化を図り、透明性の高い行財政運営を推進します。また、高齢化や人口減少が進む中、人材・組織力の強化とともに、市民等との協働や民間・公的機関との連携強化を進めることにより、市民力・地域力などの資源を生かしながら、新たな視点、長期的な視点にたった行財政運営を推進します。
	16.6 16.7	
	17.17	

3. 防災・減災

■現状・課題

市民の生命や財産を守ることはもちろんのこと、中世由来の都市としての背景と基盤を持つ本市においては、多くの歴史的文化的遺産や豊かな歴史的文化的環境を、いかに災害から守るかということが、大きな課題となっています。また、風光明媚な海岸線を有する観光地として、年間を通じて多くの観光客が訪れることから、観光客の安全対策など幅広い災害時の対応が課題となっています。

東日本大震災を受け、国・県による地震被害想定や津波浸水予測が進められており、沿岸部に位置する本市では、津波被害などの深刻な被害が想定されています。さらに近年では、異常気象に伴うゲリラ豪雨などによる浸水・がけ崩れなどの被害も想定されます。

こうした災害に備え、災害の発生と被害を完全に防ぐことが不可能であるとしても、災害時の被害を最小化する「減災」という考え方から、災害に強い、しなやかなまちづくりを進める必要があります。

計画期間を前倒しして策定した第3期基本計画においては、「安全な生活の基盤づくり」につながる取組を優先的に進め、地域防災計画（風水害編）の改定、地区別危険箇所マップの作成をはじめ、消防本部の大船への移転などに取り組んできましたが、今後も継続的に災害に強い、強靱（レジリエンス⁵⁰）なまちづくりの推進に取り組んでいくことが必要です。

特に、最新の知見や想定に基づく災害リスクの変化や施設の老朽化などを踏まえた避難所の再点検、防災教育などソフト面の充実などに日頃から取り組むことで、災害発生時に市民力・地域力が発揮できるよう準備を整えておくことが求められます。少子高齢社会の進行、近隣社会における相互扶助意識の希薄化など、地域社会における災害脆弱性の拡大と深刻化が懸念されているなか、自らと家族の避難方法の確認、防災情報の入手先や活用方法の確認、家庭や企業での備蓄など、自助を促すための取組や、自主防災組織⁵¹、NPO、各種法人、ボランティアの支援などの、共助を促すための取組をより一層進める必要があります。

また、災害時には国や県、他の自治体からの応援や支援物資、ボランティアなどを受け入れ、災害応急対策活動を円滑に行うことが必要で、この「受援力⁵²」を高めていくことも課題となっています。

災害時には、行政だけによる対応には限界があるため、企業の能力や保有資源の活用、企業が担う社会的機能の維持などが求められており、災害応急対策や災害復旧に関して、平時から行政と企業と連携を図るとともに、市民、来訪者などへの情報提供をはじめ、防災・減災の分野でもICT⁵³などの新たなテクノロジーの利活用の検討が必要です。

⁵⁰ 災害発生時等に甚大な被害を負わない強さと、被害から速やかに復旧するために必要なしなやかさ。

⁵¹ 自治会、町内会、マンション管理組合等の組織に所属する住民同士が、「自分たちの地域は自分たちで守る」の理念に基づき、自主的に結成した組織。

⁵² 災害発生時に他自治体、企業、NPO、一般市民等からの様々な支援を、支援者の特徴に応じて、最大限に生かすことのできる受入れ体制を構築できる能力。

⁵³ 情報処理や通信技術の総称（情報通信技術の略）。

■計画の推進に向けた考え方

(1) 防災力の向上に向けた取組及び連携

①「減災」の基本方針

人命を最重視したうえで災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を災害対応の基本方針とし、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、強靱（レジリエンス）なまちづくりを進めていきます。この基本方針を実現するためには、地域の防災力を向上させ、災害発生時の機動的な応急対策活動を確保することを目指し、市民、企業、市、その他防災関係機関が自らの責任を果たすと同時に、相互に協調した取組を進める体制を構築する必要があります。

②市民との連携

市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」という「自助」、「共助」の意識を持ち、行政と連携して平常時から備蓄や訓練などに取り組むとともに、災害発生時には自らの安全を守りながら、各種防災活動を実施する体制を整えます。

③関係機関及び民間団体との連携・調整

平常時においては、鎌倉市防災会議や総合防災訓練等を通じて関係機関との連携について検証するとともに、地域防災計画に基づく各種防災対策の実施状況を把握します。

災害発生時には、国・県や防災関係機関と連携を図りながら、市域における応急活動対策の調整を行うとともに、消防力などが最大限に発揮できるよう、被害状況を的確に把握した上で応急対策活動を実施するなど、機動的な防災活動の推進が重要となります。また、本市は、広域的な応援を受けることが必要と認められるときは、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」などの関係法令や相互応援協定により、国、県、他市町村などに対して協力・支援を求めます。また、企業やNPOなどとの連携強化とともに、災害時に応援職員やボランティア、支援物資などを受け入れ、災害応急対策活動を円滑に行える「受援力」の向上も図っていきます。

④防災対策の総合的な展開

長期的な視点では、災害に強い安全なまちづくりを進めながら、耐震対策をはじめとする都市の防災性の向上、災害の発生に備えた事前準備、想定される被害の様相に対応した応急活動対策の選定とその実効性を確保するとともに、復旧・復興対策も視野に入れ、総合的な防災対策を展開していきます。

(2) 多様なニーズに対応した取組

被災時における男女のニーズの違いとともに、年齢、障害の有無、国籍などの個別事情や、妊産婦、乳幼児や子どもがいる家族等への配慮が必要となっており、こうしたニーズの違いを踏まえた被災者支援に十分配慮し、避難所において被災者の良好

な生活環境が保たれるよう努めます。また、防災に関する政策・方針決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、多様なニーズに配慮した地域防災計画の推進に努めます。





(3) 業務継続計画（BCP）の運用

災害などが発生した際に、災害応急業務とともに、市民生活に密着した通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備し、地震等災害時には、業務継続計画（BCP⁵⁴）に基づき業務の継続に努めます。

(4) 災害時の ICT の利活用

被災時に市民及び来訪者が迅速かつ的確な情報を収集できるよう、ICT などの新たなテクノロジーを活用した環境づくりに努めます。

SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	5.1	災害対策全般において、男女のニーズの違いとともに、女性や子どもへの配慮等、様々なニーズに十分配慮します。また、ICT の活用などにより災害時の市民の生命や財産を守ることができる強靱なインフラ構築を実現するとともに、業務継続計画の活用による体制整備や市民の防災意識向上や関係主体の連携体制整備などにより、災害に強い地域づくりを進め、災害による経済的な損失を削減します。さらに、十分な災害対策を行うことにより、鎌倉の歴史的遺産、自然遺産を保全します。
	9.c	
	11.4 11.5 11.b 11.c	
	13.1	

⁵⁴ 自然災害やテロ等の緊急事態が発生した場合、自治体や企業が被害を最小限に抑えるとともに、事業を継続あるいは速やかに復旧し、サプライチェーンの停止による社会・経済への損失を最小限にとどめるための計画。

4. 歴史的遺産と共生するまちづくり

■現状と課題

本市は、豊かな緑に囲まれた多くの歴史的遺産と人の暮らしが共存するまちです。鎌倉の持つこうした魅力は、先人達のたゆまぬ努力により築きあげられ、長い歴史の中で見舞われた災害などを乗り越えてきました。市民の誇りであるこの魅力や個性は、世界的に価値ある人類共通の遺産として、大切に守るとともに、内外に向けて発信していく必要があります。

平成4年（1992年）、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」が、国（文化庁）により、世界遺産として登録推薦していく物件を示す「暫定リスト」に記載され、国連教育科学文化機関（ユネスコ）に提出されました。これをきっかけに、本市でも、貴重な歴史的遺産を、末永く、確実に保全していくことを重要な取組と位置付け、神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市（4区市）で連携を図りながら、世界遺産登録を目指す取組を進めてきました。しかし、平成25年（2013年）に国際記念物遺跡会議（イコモス）からの「不記載」の勧告が出されたことを受け、4区市で協議を行い、取り下げの意向を国に伝え、同年6月に推薦書が取り下げられました。

一方、本市では、「歴史的遺産と共生するまちづくり」に向け、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」の策定に取り組み、平成28年（2016年）1月に国から認定を受けました。さらに、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」の策定作業を通して、鎌倉の歴史的文化的魅力の再発見につながったことから、日本遺産認定に向けてのストーリーを組み立て、平成28年（2016年）4月に「日本遺産（Japan Heritage）」として認定されました。認定を受けた『いざ、鎌倉』～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～のストーリーを紹介するとともに、鎌倉の歴史的遺産の魅力発信を進めています。今後は、歴史的遺産の保全とともに、観光と市民生活の両立や「人」優先の交通環境の実現などの取組がより強く求められます。

本市では、これまでも、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保全・活用し、後世に伝えるとともに、その文化の保存⁵⁵・継承に努めていくことを都市の将来目標に位置付けてきました。今後は、さらに鎌倉の歴史や文化を身近に感じ、海や山などの自然を大切にする気持ちを育みながら、歴史的遺産の保全にとどまらず、市民が暮らしやすく、誇りに思えるまちづくりを進めていく必要があります。

■計画の推進に向けた考え方

（1）鎌倉の魅力や価値の共有

本市の歴史的遺産は、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」や「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）（古都保存法）」などの各種法律を活用することにより守られてきました。今後は、これまでの取組に加え、市民・事業者・行政の共創による、歴史的遺産と人の暮らしが共生するまちづくりに向けた取組を進めることが求められます。そのため、市内の小・中学校をはじめとする教育機関などとの連携により、学ぶ機会をさらに充実させるほか、幅広い世代へ多

⁵⁵ 今の価値や原状をそのままに維持すること。

様な学習機会を提供することなどを通じて、市民が鎌倉の魅力や価値を共有することで、これらの遺産を確実に守り、後世に伝えることにつなげていきます。

(2) 「住み続けたい、住んでみたい、訪れたい」まちづくりに向けて

①歴史的遺産の保全

史跡の指定や保存管理、公有地化を進めるとともに、文化財の調査・研究や保存修理を進めることで、本市の貴重な歴史的遺産の保全に努めます。また、鎌倉のまちづくりの歴史や風致景観に配慮しつつ、多くの歴史的遺産をいかに災害から守るかという課題についても引き続き、検討を進めます。

②景観形成の推進

「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）（古都保存法）」や「景観法（平成16年法律第110号）」などの法制度だけでなく、条例その他様々な手法を活用して適正な規制誘導を行うことで、景観の維持・向上に努めます。

③「人」優先の交通環境の実現

パーク&ライド⁵⁶など、交通需要マネジメント⁵⁷施策を展開するとともに、公共交通機関の利用促進を図り、流入交通量の増加を抑え、快適な交通環境を確保します。併せて、関係機関などと連携を図りながら道路整備を進め、安全で安心な歩行空間の確保に取り組みます。

④防災対策の推進

津波避難路の整備や情報伝達体制の充実など、災害時の市民・観光客などの安全対策を進めます。

⑤観光と市民生活の両立

歴史や文化を継承し、観光を通じたまちづくり、人づくりによって、市民・観光客が共に鎌倉の魅力を楽しみ、快適な時間を過ごすことができるように努めます。また、散乱ごみ対策や路上喫煙対策など、マナーの向上に取り組みます。


(3) 世界遺産のあるまちを目指して

鎌倉の貴重な歴史的遺産を守り伝えていくための具体的な取組の一つに世界遺産登録があります。世界遺産のあるまちにふさわしい歴史的遺産と共生するまちづくりを進め、中長期的な目標として世界遺産登録を目指します。

⁵⁶ 観光スポットが集中している地域における交通渋滞の緩和を目的として、地域の周辺にある既存の駐車場に駐車し、公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法。

⁵⁷ 道路や駐車場等の交通施設の機能を有効に活用し、自動車交通の効率化により他の交通手段へ転換させることを目的としたソフト施策中心の交通政策。

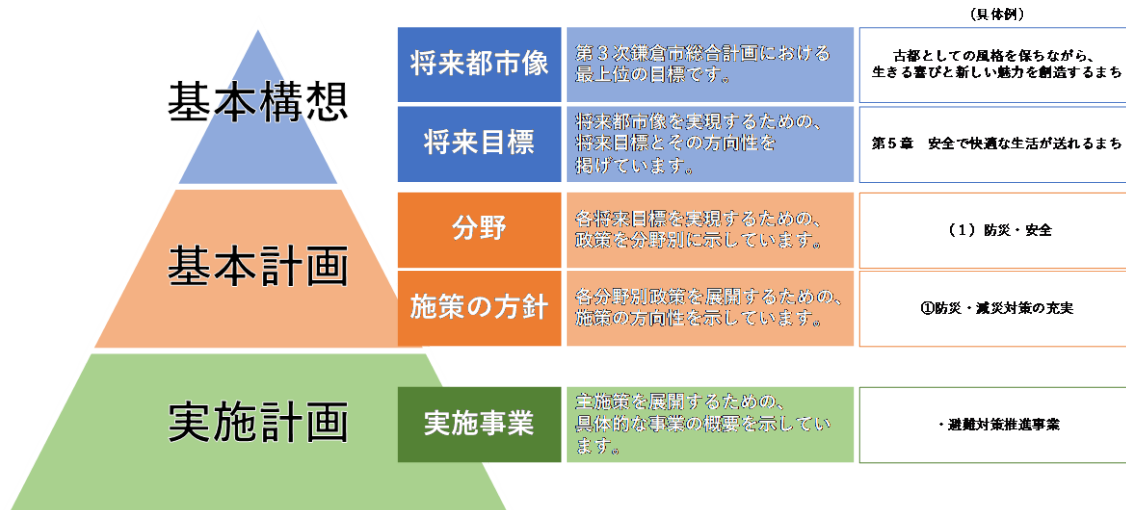
SDGs のゴール・ターゲットの達成に向けた取組の方向性

SDGs の ゴール・ターゲット		市としての取組の方向性
	11.4	文化財の保存と活用や歴史的風土の保存などにより、鎌倉の歴史的遺産、自然遺産を未来へと確実に継承します。

第3章 施策体系

1. 体系の見方

第3次鎌倉市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3段階から構成され、それぞれの中で将来都市像をはじめ、将来目標、分野、施策の方針などを示しています。それぞれの関係や意義などを体系的に示すと次のようになります。



2. 第4期基本計画 施策体系図

基本構想		第4期基本計画		計画の推進に向けた考え方			
将来目標		分野	施策の方針	市民自治	行財政運営	防災・減災	歴史的遺産と共生するまちづくり
将来都市像 古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち	第1章 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち	(1) 平和	平和意識の醸成	市民自治	行財政運営	防災・減災	歴史的遺産と共生するまちづくり
		(2) 人権	人権尊重社会の実現				
		(3) 多文化共生社会	多文化共生社会の推進				
	第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち	(1) 歴史環境	文化財の保護				
		(2) 文化	文化活動の支援・促進				
	第3章 都市環境を保全・創造するまち	(1) みどり	緑の保全等				
			都市公園の整備・管理				
		(2) 都市景観	良好な都市景観の形成				
			歴史的風土の保存				
		(3) 生活環境	3Rの推進・ごみの適正処理				
			快適な生活環境の保全 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進				
	第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち	(1) 健康福祉	多様性のある福祉サービスの充実 健康長寿社会の構築				
		(2) 子育て	子育て家庭への支援 子育て環境の整備				
		(3) 学校教育	教育内容・環境の充実 学校施設の管理・整備				
		(4) 青少年育成	青少年の育成・支援				
		(5) 生涯学習	生涯学習環境の整備・充実				
		(6) スポーツ・レクリエーション	スポーツ・レクリエーションの推進				
	第5章 安全で快適な生活が送れるまち	(1) 防災・安全	防災・減災対策の充実				
危機管理対策							
消防機能の整備・充実 地域防犯力の充実・強化							
(2) 市街地整備		市街地整備の推進					
(3) 総合交通		交通環境の整備					
(4) 道路整備		道路・橋りょうの整備・維持管理					
第6章 活力ある暮らしやすいまち	(1) 産業振興	農業・漁業の振興					
		商工業振興の充実					
	(2) 観光	観光振興の推進					
		観光基盤の整備・充実					
	(3) 勤労者福祉	労働環境の充実					
	(4) 消費者対策	安心な消費生活の実現					